

# 社協だより

WELFARE INFORMATION

第147号

社会福祉法人

豊田市社会福祉協議会

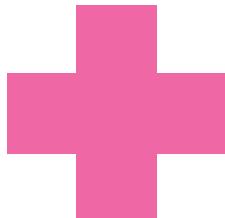
〒471-0877

愛知県豊田市錦町1-1-1

TEL (0565) 34-1131

<http://toyota-shakyo.jp/>

## 赤十字の活動資金にご協力をお願いします。



日本赤十字社豊田市地区では、毎年5月の赤十字運動月間を中心に、自治区長さん、組長さんなどのご協力により、社員（会員）へのご加入と活動資金のご寄付をお願いしています。

お預かりした活動資金は、豊田市地区から日本赤十字社愛知県支部に送金し、自然災害などにおける災害救護活動や国際救援活動をはじめ、地域での赤十字活動など様々な人道的活動に大切に使わせていただきます。ご協力をお願いします。

### ●赤十字の活動

意外と身近なところにもあります「赤十字！」

- \* 東日本大震災など、国内の災害現場での救護活動・医療活動
- \* t-FACE 9階の豊田献血ルームなど、献血ルームの運営などの血液事業
- \* 日赤豊田看護大学などの、日赤看護大学・専門学校での看護師の養成
- \* 各小中高等学校などのJRC（青少年赤十字）の活動支援
- \* 豊田市赤十字奉仕団など、赤十字ボランティアの活動支援
- \* 名古屋第一赤十字病院、名古屋第二赤十字病院など、赤十字病院の運営
- \* 救急法・幼児安全法などの講習会の開催
- \* 海外の紛争・自然災害などへの国際救援活動
- \* 火災などの被災者への救援物資（毛布や見舞金品など）の配布
- など



東日本大震災救護活動の様子  
©日本赤十字社

### ●上記のような赤十字の活動の趣旨にご賛同いただける方へ

赤十字、活動資金（社資）にご協力いただける場合には“社費（会費）として”“寄付金として”的2つの方法があります。

**社費**：人道的活動に参加するため、社員として年額500円以上のご協力をいただく方法です。

**寄付金**：社員としてではなく一般的な寄付金として人道的活動にご協力いただく方法で、金額に定めはありません。

\*活動資金へのご協力は任意であり、強制ではありません。

\*領収書により、税制上の優遇措置が受けられます。

領収書がご必要な場合は事前にお問い合わせください。

\*社員（会員）は単年ごとの募集で、毎年お願いしています。

\*社員の方を対象に特定の活動などをお願いすることは一切ありません。

#### 〈問合せ〉

●日本赤十字 愛知県支部

☎ (052) 971-1591

●豊田市地区（豊田市社会福祉協議会内）

☎ 34-1131



赤十字奉仕団 健康生活支援講習会の様子

## 豊田市社会福祉協議会の理念・経営方針

### 理念

私たちは、地域住民と協働して社会福祉事業を進め、子供から高齢者まですべての人々がともに助け合い、安全で安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりをめざします。

### 経営方針

(1)福祉関係者との連携を密にし、積極的に地域福祉を推進します。

(2)愛と思いやりをもって質の高い福祉サービスを提供します。

(3)住民（会員）の期待に応えられるよう提案型の事業経営を行います。

思いやり いつでもどこでも 誰にでも



# ひとり暮らし高齢者等に簡易消火具を支給します

住み慣れた地域で高齢者が安心・安全に暮らし続けるために、スプレー式簡易消火具を支給します。

○対象 豊田市の「ひとり暮らし高齢者等登録制度」の登録条件を満たす方で、民生委員さんが必要と認める世帯。

## 「ひとり暮らし高齢者等登録制度」の登録条件

同一敷地内、又は隣地に配偶者、子、同一生計の親族のいない方で、下記のいずれかに該当する世帯

- 65歳以上の単身世帯
- 65歳以上の高齢者世帯において、介護保険の「要介護4」以上の認定を受けている方がいる世帯
- 65歳以上で介護保険の認定を受けている方が、在宅重度心身障がい者もしくは中学生以下の児童とのみ同居している世帯

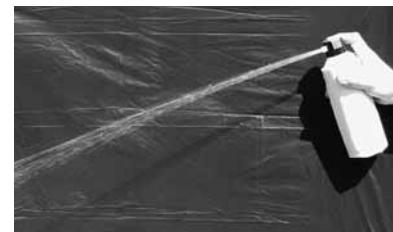
○申請 あなたの地区の民生委員さんにご相談ください。

○処分 品質保証期限が切れる支給消火具は、民生委員さんが回収して本会が処分します。

○再支給 火災が発生して使用した場合及び品質保証期限が切れた場合は、再申請により新たに支給します。

※品質保証期間内に紛失した場合は再支給しません。

○問合せ 豊田市社会福祉協議会 電話31-1294  
または 豊田市社会福祉協議会各支所



当事業の実施には、皆さまからご協力いただいた社会福祉協議会会費・共同募金配分金を使用しています。

# 障がい児・者の相談支援をしています

地域福祉サービスセンターは障がい児・者に関する相談窓口です。障がい児・者の福祉サービス利用に関する相談を受け、福祉サービスの申請代行や社会資源の調整等の直接支援も行っています。各社協支所でも障がい児・者の相談を受け付けますので、お気軽にご相談ください。

また、豊田市地域自立支援協議会（※）に参加し、地域課題の整理や解決のための検討、実践を行っています。

平成24年度から障がい福祉サービス等利用計画の作成、見直し（モニタリング）を行い、障がい児・者の自立した生活を支え、障がい児・者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。



問合せ（土・日曜日及び祝日はお休みです）

●地域福祉サービスセンター 32-4341 ●稻武支所 82-2068 ●藤岡支所 76-3606

## ※豊田市地域自立支援協議会とは…

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業の適正な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワーク構築し推進し、協議する機関。

【豊田市地域自立支援協議会要綱から抜粋】

## 《豊田市社会福祉協議会連絡先一覧》

●総務課	☎34-1131	●地域福祉課	☎31-1294	●地域福祉サービスセンター	☎32-4341
●基幹包括支援センター	☎63-5279	●障がい者総合福祉会館	☎34-2940	●豊寿園	☎27-2200
●旭支所	☎68-3890	●足助支所	☎62-1857	●稻武支所	☎82-2068
●小原支所	☎65-3350	●下山支所	☎90-4005	●藤岡支所	☎76-3606

# 貸出備品『きぐるみ』の貸し出し基準が変更になります!

豊田市社会福祉協議会は、ボランティア活動の活性化、地域福祉活動の推進を図ることを目的に、『きぐるみ』貸出事業を実施しています。なお、平成25年4月1日より『きぐるみ』の貸し出し基準が次のとおり変更になりましたのでご注意下さい。

**■貸出対象団体** ボランティアセンター登録団体、豊田市福祉センター登録福祉団体、自治区、交流館、学校（P T A）、こども園（保護者の会）、福祉施設、行政、N P O法人、企業

**■貸出期間** 7日間以内（『きぐるみ』の洗濯・乾燥期間も含める）

**■申請要件** 以下の要件全てを満たす場合に貸出します。

- ①申請者は市内に住所を有すること
- ②『きぐるみ』の使用場所が豊田市内であること
- ③申請者が成人であること（申請者が未成年の場合、貸出不可）
- ④申請は必ず団体で行うこと
- ⑤ボランティア活動や福祉行事等地域福祉推進の為の事業等に一時的に使用すること

## ☆『きぐるみ』の種類☆ (全10体)

- ①イヌ ②カエル ③カッパ
- ④コアラ ⑤シカ ⑥トラ
- ⑦ネコ ⑧ヒマワリ ⑨ブタ
- ⑩パンダ（新規）



## ■利用方法

①電話や来所にて『きぐるみ』の空き状況を確認し、予約をしてください。

※申請受付は借用日の6か月前からです。

※借用できる『きぐるみ』は1行事につき2体までです。

②申請書を借用日の1か月前までに提出してください。

※申請書提出の際に事業の趣旨や内容が分かるチラシや計画書等を必ず添付してください。

※申請内容によっては貸出できない場合があります。ご了承ください。

③申請書提出後、申請書及び事業のチラシや計画書等をふまえ、ボランティア活動や福祉行事等地域福祉推進のための事業等に一時的に必要かどうか判断したうえで、10日以内に『きぐるみ』借用について決定か否かの通知が届きます。

貸出決定の通知が届いた場合は、借用日に『きぐるみ』を豊田市福祉センターに取りに来てください。借用の際、貸出決定通知を提示いただきますので、必ずご持参ください。

④『きぐるみ』を洗濯・乾燥した後、借用期間内に豊田市福祉センターへ返納してください。

**【問合せ・申込み】 地域福祉課 31-1294（日・月曜日及び祝日はお休みです）**

## その他の福祉備品の貸出

在宅生活支援、ボランティア活動や福祉行事のために次の福祉備品を貸出します。

備品名	貸出期間	貸出窓口
松葉杖	3か月以内	総務課
四点杖	1か月以内	藤岡支所
歩行補助器	1か月以内	藤岡支所
ポータブルトイレ	1か月以内	藤岡支所
高齢者擬似体験セット	7日以内	地域福祉課 下山支所 稲武支所
片麻痺擬似体験セット	7日以内	稻武支所
妊婦体験セット	7日以内	地域福祉課
アイマスク	7日以内	地域福祉課 旭支所 足助支所 小原支所 下山支所
点字器	6か月以内	地域福祉課 旭支所 足助支所 小原支所 下山支所 藤岡支所

保管台数には限りがあります。貸出中の場合もありますのでご了承ください。

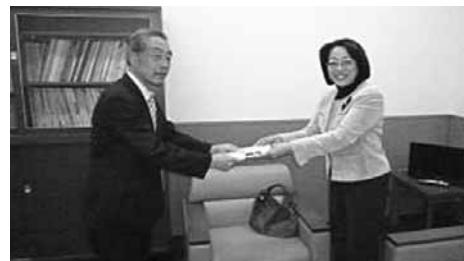
# 小・中・養護学校の児童生徒がお年玉を募金

豊田市立小・中・養護学校青少年赤十字（全校加盟）により「正月のおこづかいから、困っている人を救おう」をテーマに、「アジアの恵まれない人々への教育支援・東日本大震災で被害に遭われた方々への義援金支援」の2つの目的で募金活動が実施されました。

## 【募金総額】

1,930,706円

この募金は、日本赤十字社豊田市地区より愛知県支部を通じ、それぞれの目的別に活用されます。



平成25年2月19日 目録の贈呈  
<豊田市青少年赤十字指導者協議会 植原昌子会長より>

## ご寄付ありがとうございました

【平成24年7月1日～平成25年2月28日】

※順不同、敬称略。

### 《豊田市社会福祉協議会への寄付》

豊田柴田工業松田一雄、岡本修司、ジェイ・ピー、長谷川敦男、梅田康司、タイムマッサージはっとん、旭友会、豊田遊技業防犯組合、日本発条労働組合豊田支部、小田恒夫、日本入れ歯リサイクル協会、千駄建夫、加藤勝美、藤岡ゴルフ連盟、第8回豊田市小原地区チャリティゴルフ大会、中島章雄、トヨタ記念病院ボランティアみつわ会、上郷GOGOフェスティバル実行委員会、末野原ふれあいまつり実行委員会、全日本練士会空手道連盟、クラチス夕才、豊田美術連盟、古橋千嘉子、梅沢春香愛好会、山内純平商店、ボースカウト豊田第34団、シルバー人材梅坪、保見ふれあいまつり実行委員会、今自治区、長興寺自治区青壯年同志会、JAあいち豊田下山営農センター、豊田市立巴ヶ丘小学校4年生、豊田市シルバー人材センター藤岡支所、あいち豊田農協藤岡営農センター、築瀬国男、東山グリーンエコー、磯谷公明、永覚新町自治区、トヨタ車体GL会、トヨタ車体TL会、石野地区コミュニティ会議、旭硝子労働組合愛知支部、えぶろんフーズ、小糸製作所労働組合、トヨタ自動車労働組合、衣丘道院（少林寺拳法）、稻武仏教会、もぐもぐ藤岡店、猿投地区ふれあいまつり実行委員会、豊田市自主研究グループ（音楽）、第一生命労働組合豊田支部、日本発条労働組合豊田支部、トヨタ自動車EX会本社第2支部、暮らしの手作り工房ちやるま、藤岡地区老人クラブ連合会、上郷地区新成人を祝う会実行委員会、梅坪台地区コミュニティ会議、中京銀行豊田支店、稻武地区民生児童委員協議会、パインズゴルフクラブ小原地域感謝祭

### 《豊田善意銀行への寄付》

野見山住人、若園交流館若園茶つみ体験隊、若園交流館初めてのお茶会、きらめきの会、丸和電子化学黄レンジャーサークル、日本発条社友会愛知支部、北辰神桜流桜樹会豊田支部松尾カラオケ教室、豊田市婦人交通安全奉仕会、すまいる演歌同好会、林テレンプ、市内公共施設善意の箱

## 義援金にご協力ありがとうございました

### 【平成24年度義援金募集実績一覧】

この他にも匿名で多くのご寄付をいただきました。  
順不同、敬称略。掲載名は寄付者の意向に準拠。

茨城県・栃木県竜巻災害義援金 実績：36,719円	平成24年8月京都府南部豪雨災害義援金 実績：25,942円
【平成24年5月15日～7月31日受付】 市内公共施設義援金箱	【平成24年8月28日～9月24日受付】 市内公共施設義援金箱
九州北部豪雨災害義援金 実績：222,112円	平成24年鹿児島県奄美地方台風災害義援金 実績：10,430円
【平成24年7月24日～8月27日受付】	【平成24年11月6日～12月14日受付】
豊田中ロータリークラブ、豊田ロータリークラブ、豊田ライオンズクラブ、社会福祉法人豊田市福祉事業団、ボランティア連絡協議会役員有志、豊田東ロータリークラブ、下山地区ふれあい会食会参加者一同、市内公共施設義援金箱	
市内公共施設義援金箱	
東日本大震災義援金 平成23年3月14日～平成25年2月28日までの累計額：128,124,710円	
【平成25年1月1日～2月28日受付】	
トヨタ自動車(株)HUREAI活動本部、豊田市立寺部小学校職員、逢妻地区新成人代表、戸田粹子、石野中学校生徒会、リサイクル手芸（木田）、美里スポーツクラブふれあい卓球交流会、若園地区新成人を祝う会実行委員会、豊松町イベント部会、住友ゴム工業(株)名古屋工場ボランティアグループ、手づくり工房山遊里、豊田市立前林中学校	